

四国5大学連携メンター制度 利用手順

概要

四国5大学連携メンター制度は、四国5大学（徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）の女性研究者（メンティ）が抱える諸問題や将来のキャリア形成に関し、その自発的な解決に向けて、四国5大学のよき指導者、助言者（メンター）の支援を受けることができることを目的とした、四国5大学の組織横断的な連携・ネットワークによるメンター制度です。本制度を活用し、四国5大学の研究者間においてネットワークを広げ、自身のキャリア形成に役立ててください。

メンティ

メンティは、四国5大学に所属する以下の者とする。

- (1) 四国国立5大学に所属する女性研究者
- (2) 四国国立5大学に所属する女性大学院学生
- (3) その他、所属する連携支援室が必要と認める者

メンティは、利用申請書（別紙様式1）により、所属する連携支援室へ本制度の利用を申し込む。

メンター

メンターとなる者は、自身の経験、知識、ネットワーク等を活かしてメンティを支援したいとする連携大学の教職員とする。メンターを希望する者は、所属機関の長の承認を得て、所属する連携支援室でメンター登録を行う。登録者をメンターとして、四国5大学連携女性研究者活躍推進コンソーシアム形成事業ポータルサイトのメンターボードに掲載する。

支援内容及び方法

メンターが支援する内容は、メンティの教育・研究活動、キャリア形成、ワークライフバランス等に関わる相談業務とし、電話、メール等を通して、自身の経験を活かし、必要に応じた助言や情報提供等により、メンティの自発的な問題解決やキャリア発達を支援する。専門家の助言が必要と判断されるような深刻な人権問題や人間関係、メンタル面での相談等、支援する内容がメンターの対応可能な範疇を超えると判断された場合、メンターはメンティの了解を得た上で、所属する連携支援室と相談の上、当該機関の総合相談部門等をメンティに紹介することがある。メンターは、報告書（別紙様式2）により、本制度の支援内容を報告する。メンター及び連携支援室担当者は、メンティの個人情報適切に取り扱うとともに、厳格な守秘義務を負う。

■ 利用手順

- ① 利用申請書提出
- ② 利用申請書の受理
- ③ 連携支援室へメンターの照会
- ④ メンターへ依頼
- ⑤ メンターの承諾
- ⑥ 連携支援室へメンターを紹介
- ⑦ メンティへ実施の連絡
- ⑧ メンタリング実施
- ⑨ 報告書の提出
- ⑩ 報告書を受理・完了

■ 四国5大学連携支援室

